

子ども・子育て支援事業計画 第3章（案）

平成 26 年 10 月 17 日

四日市市こども未来部こども未来課

目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の対象
5. 次世代育成支援後期行動計画の成果と課題
6. 本市の子ども・子育てを取り巻く状況

第2章 計画の基本的な考え方について

1. 基本理念
2. 基本方針
3. 基本目標

第3章 子ども・子育て支援の取組・事業

1. みんなで支えあい 子どもの成長と子育てを支える環境が整ったまち
2. 親と子が安心して自立した生活を送れるまち
3. 健康で安心して子どもを産み育てられるまち
4. 社会全体で子育て家庭を支えるまち

第4章 各教育・保育提供区域における実施計画

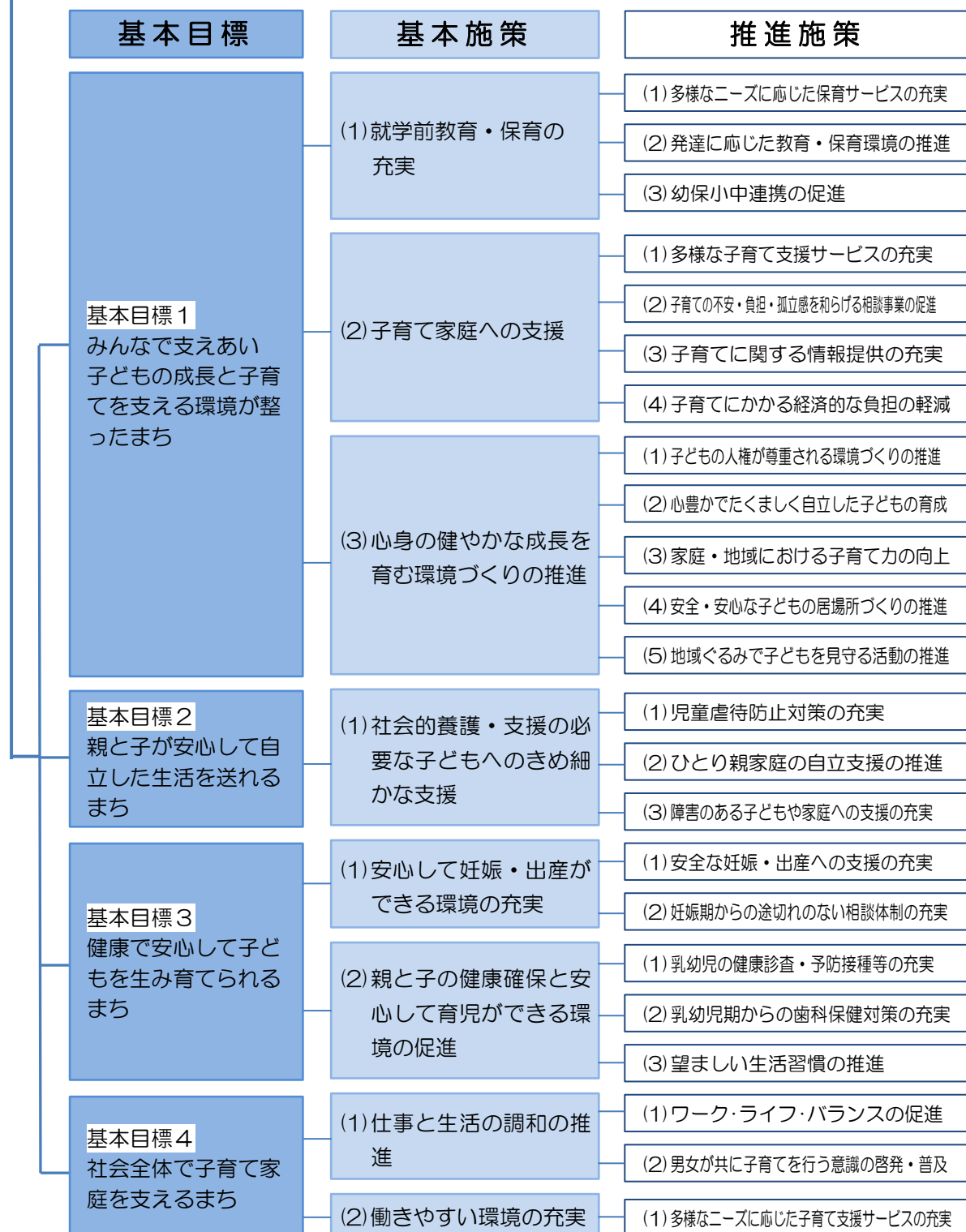
1. 教育・保育提供区域の設定
2. 幼児期の教育・保育の量の見込み、確保の内容、実施時期
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の内容、実施時期
4. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制
2. 計画の達成状況の点検及び評価

基本方針

- 1 子どもの人権を尊重し 子どもの視点にたつて 子どもの健やかな成長をはぐくみます
- 2 家庭の子育て力をはぐくみ 子育て家庭を支えます
- 3 地域や社会全体で 男女が共同して 子どもの成長と子育てを支えます



第3章 子ども・子育て支援の取組・事業

基本目標

1

みんなで支えあい 子どもの成長と子育てを支える 環境が整ったまち

(1) 就学前教育・保育の充実

現状と課題

20歳代後半から30歳代の女性の労働力率が上昇する中、本市でも就労する母親が増加の傾向となっており、今後の就労意向も高くなっています。

また、近年における核家族化の進展による平均世帯人員の減少など、子育てをめぐる環境の変化やパートタイム等就労者の増加をはじめとした働き方も変化してきており、保育サービスに対するニーズも多様化しています。

こうした状況の中、就学前における保育サービスの利用児童数は増加しており、特に低年齢児における待機児童の解消や潜在的な保育ニーズへの対応、さらには働き方の多様化に応じた延長保育などの特別保育の充実が必要となっています。

一方、全国的な少子化が進行する中で、本市の平成24年の合計特殊出生率は1.53となっており、平成20年以降は緩やかに上昇傾向となっているものの、出生数は平成18年をピークに減少傾向が続き、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しています。こうした状況の中、子どもの健やかな育ちにとって必要な同年齢や異年齢との交流の機会を確保し、子ども同士が集団の中で育ち合うことができる就学前教育や保育のサービスを提供する必要があります。

就学前教育や保育のサービスを行うにあたっては、幼稚園教諭や保育士等人材の育成が子どもの育ちにとって重要であり、教育と保育の一体的提供を実施する場合においても、継続的な研修や交流等を通じて、資質の向上を図っていく必要があります。

また、本市では、幼稚園・保育園・小学校・中学校が連携し、学びの一体化を推進してきましたが、今後も連携を深めて、小学校等への円滑な接続が図れるよう、段差のない取組を進めていく必要があります。

施策の方向性

- 働く女性の増加や就労意向の高まりにより増加する低年齢児をはじめとした保育の拡充を図り、待機児童の解消に努めます。
- 就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、短時間保育など、需要に応じた提供体制の拡充を図ります。
- 共働き世帯の増加や子育てをめぐる環境の変化に対応するため、子どもが病気の際に預けられる保育の拡充に取り組みます。

＜(1)多様なニーズに応じた保育サービスの充実＞

- 子どもの発達段階に応じた適切な集団規模での教育・保育を確保するため、幼稚園や保育園の適正な配置や教育・保育の一体的な提供施設の整備の検討を進めます。
- 質の高い就学前教育・保育の提供を図るため、幼稚園教諭や保育士の資質の向上を図る研修の充実や園間交流を推進します。
- すべての保育園や幼稚園で障害のある子どもを受け入れられるよう、職員の専門性の向上を図り、一人ひとりの特性に応じた保育を行います。
- 保育園や幼稚園施設の園舎整備・改修及び維持管理を行い、良質な保育環境の提供を図ります。

＜(2)発達に応じた教育・保育環境の推進＞

- 学びの一体化を推進するため、職員交流をはじめとした合同研修等による情報交換や共有を図るなど、就学前教育・保育における遊びや体験を通じた学びの連続性を重視し、幼稚園や保育園、小学校と連携を深め、円滑に接続が図れるよう、段差のない教育・保育を進めます。
- 一人ひとりの特性に応じた指導を行うとともに、小学校入学以降の生活や学習の基礎を育成します。
- 発達障害等早期支援事業「プロジェクトU-8事業」や就学相談、巡回相談を実施し、発達障害等の子どもと保護者を対象にした就学前からの途切れのない支援を推進します。

＜(3)幼保小中連携の促進＞

＜推進施策＞

具体的施策	主な取組	取組みの概要	担当課
(1)多様なニーズに応じた保育サービスの充実	低年齢児の利用児童増加に伴う保育所定員枠の拡充	【拡充】 認可保育園において、通常保育の定員枠の拡充を行い、低年齢児の利用児童の受入れを進め、待機児童の解消を図ります。	保育幼稚園課
	保育所乳児保育事業の拡充	【拡充】 ▽認可保育所において、乳児の入所希望に対応した保育を実施します。 ▼認可保育所における乳児保育事業の実施園を増やしていきます。	保育幼稚園課
	保育所延長保育事業の拡充	【拡充】 ▽多様化する保護者の勤務時間や通勤時間などに対応するために、認可保育所において、開所時間を超えて保育を実施します。 ▼認可保育所における延長保育事業の実施園を増やしていきます。	保育幼稚園課
	保育所休日保育事業の拡充	【拡充】 ▽日曜日・祝日に勤務する保護者の増加といった就労形態の多様化に伴い、認可保育所において、休日の保育を実施します。 ▼認可保育所における休日保育事業の実施園を増やしていきます。	保育幼稚園課

具体的施策	主な取組	取組みの概要	担当課
	保育所一時保育事業の拡充	【拡充】 ▽認可保育所において、保護者の育児疲れや急病等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童の保育を充実します。 ▼認可保育所における一時保育事業の実施園を増やしていきます。	保育幼稚園課
	幼稚園における一時預かり事業の実施	【新規】 保護者の就労時間等の都合により、新たな制度に意向する私立幼稚園における通常保育終了後の一時的な預かり事業を実施します。	保育幼稚園課
	病児・病後児保育事業の拡充	【拡充】 ▽保護者の就労等の都合により、病気または病気回復期にあるが、集団での保育等に不安がある間、一時的に児童を保育します。 ▼病児・病後児保育を拡充するため、医療機関の協力を得ながら、新たな形態も視野に検討を進めます。	こども未来課
	地域型保育事業の実施	【新規】 少人数単位で低年齢児を預かる認可を受けた地域型保育事業の実施施設を対象に支援を行います。	保育幼稚園課
	認可外保育施設への支援	認可保育所での保育の実施が困難な児童を受け入れる認可外保育施設を対象に支援を行います。	保育幼稚園課
(2)発達に応じた教育・保育環境の推進	教育・保育施設の整備の検討	【新規】 適切な集団規模での教育・保育を確保するため、幼稚園や保育園の適正な配置や教育・保育の一体的な提供施設の整備の検討を進めます。	保育幼稚園課
	幼稚園教諭・保育士の経験に応じたステージ別の研修の実施	【継続・充実】 幼稚園教諭・保育士の資質向上を図るため、職種や年代ごとの課題に対応した研修の充実を図ります。	保育幼稚園課
	保幼合同研修の実施	【継続・充実】 就学前の教育・保育について、幼稚園と保育園の相互理解を一層進めるため、幼稚園教諭・保育士の合同による研修の充実を図ります。	保育幼稚園課
	就学前教育・保育カリキュラムの充実	【継続・充実】 4・5歳児の教育・保育カリキュラムについて保育園と幼稚園の統一した内容の充実を図るとともに、0～5歳児までの一貫したカリキュラムを策定します。	保育幼稚園課
	年齢別カリキュラムに応じた園教育・保育の提供	子どもの健やかな育ちを中心に、幼稚園・保育園の特性を活かしつつ、質の高い就学前教育・保育に関して、年齢別のカリキュラムに応じた教育・保育を提供していきます。	保育幼稚園課
	特別支援保育・教育の研修	【継続・充実】 特別支援保育・教育に関して、より多様な対応が求められる今日、保育士や幼稚園教諭の専門的な知識の習得を図るため、研修内容を充実させていきます。	保育幼稚園課
	公立保育園・幼稚園の施設改修等の整備	公立保育園・幼稚園の園舎の整備・改修及び維持管理を行い、保育・教育環境の向上を図ります。	保育幼稚園課

具体的施策	主な取組	取組みの概要	担当課
	私立保育園の施設改修等の整備	私立保育園の改築等の整備に要する経費の一部の補助を行い、保育・教育環境の向上を図ります。	保育幼稚園課
(3) 幼保小中連携の促進	就学前教育・保育と小学校教育の連携を推進	就学前教育・保育と小学校教育の連携により、「学びの一体化」事業を推進し、小学校への円滑な接続を図るとともに、連携を強化し、より一貫性・系統性のある教育・保育を推進します。	保育幼稚園課
	スタートカリキュラムを活用した学びの基礎の充実（幼保小連携）	学びの一体化幼保小連携部会で作成したスタートカリキュラムに基づき、小1プロブレムの解消等に向けた各中学校区の取組を進めます。	指導課
	中学校区での防災訓練の取組（幼保小中連携）	近接する幼保小中において、合同避難訓練の取組を実施します。	指導課
	保育実習・職場体験活動の実施（幼保中連携）	中学校家庭科における保育の体験実習及び中学校職場体験学習を幼稚園と保育園は受け入れ、その取組を進めます。	指導課
	英語指導員による外国語活動の実施	幼稚園に英語指導員を学期に1回程度派遣し、英語を交えた交流を図る。	指導課
	プロジェクト U-8 事業の実施	(基目 2-基施(1)-推施(3)より再掲)	こども保健福祉課
	就学相談・巡回相談支援事業の実施	(基目 2-基施(1)-推施(3)より再掲)	こども保健福祉課

(2) 子育て家庭への支援

現状と課題

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化を背景に、日々の子育てに対する助言や支援を得ることが困難な状況となっています。また社会や経済の環境の変化に伴い、本市における子育て期の共働き家庭は増加しています。

こうした子育て家庭を取り巻く環境の変化の中で、子育ての不安や負担、孤立感は大きくなっているため、すべての子育て家庭を対象とした多様な子育て支援サービスが必要となっています。

こうした状況の中、本市では、保護者の都合や緊急時に対する一時的な預かりや養育支援、また地域の特性を活かし地域で運営する学童保育所への支援を推進しています。

また、地域の身近な場所で保護者同士の交流や相談ができる保育園や幼稚園、子育て支援センターの子育て家庭への支援体制の充実を図るとともに、家庭児童相談室や発達総合支援室など、育児や発達に関する専門的な相談窓口を設け、子育ての不安や負担を軽減するための支援を行っています。

一方、アンケート調査では、子育て支援サービスを現在利用していない理由として、「利用に関する情報不足」などが挙げられていることから、今後は、さまざまな支援サービスを通して、個別ニーズの情報を集約するとともに、必要な情報提供を行い、適切な施設や事業の利用につなげられる支援体制の推進が求められています。

また調査では、子育てにかかる経済的な負担が大きいと感じている家庭が多く、経済的負担の軽減に期待する意見が多くなっています。本市では、児童手当や子どもの医療費助成をはじめ、保育園や幼稚園の保育料の軽減など、経済的負担の軽減に取り組んでいます。

施策の方向性

- すべての子育て家庭を対象に、安心して子育てができるよう多様な子育て支援サービスを推進します。

＜(1)多様な子育て支援サービスの充実＞

- 子育ての不安や負担、孤立感を和らげ、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、保護者に寄り添ったきめ細かな相談体制の充実に努めます。

＜(2)子育ての不安・負担・孤立感を和らげる相談事業の促進＞

- 子育て支援センターを中心とした地域の子育てに関する情報を集約し、だれもが気軽に子育て情報を入手でき、必要な情報が必要な人に的確に伝わるよう情報提供体制の構築を図ります。

＜(3)子育てに関する情報提供の充実＞

- 保護者への必要な経済的支援を図り、子育てにかかる負担の軽減に努めます。
 <(4)子育てにかかる経済的な負担の軽減>

<推進施策>

具体的施策	主な取組	取組みの概要	担当課
(1)多様な子育て支援サービスの充実	利用者支援事業の新設	【新規】 子育てに関する相談、総合窓口の役割を担い、情報を集約し、必要な情報提供等を行い、適切なサービスの利用につなげる体制を整備します。	こども未来課
	保育所一時保育事業の充実	(基施(1)-推施(1)より再掲)	保育幼稚園課
	一時預かり事業の実施	(基施(1)-推施(1)より再掲)	保育幼稚園課
	ファミリー・サポート・センター事業の充実	【継続・充実】 育児の援助を受けたい人(依頼会員)と行いたい人(援助会員)が会員として登録し、相互に育児の援助を行う事業を実施します。また事業の周知とともに、会員の増加に努め、相互援助活動の支援充実を図ります。	こども未来課
	子育て支援センターの拡充	【拡充】 ▽乳幼児や保護者を対象に、親子同士の交流や子育てについての相談、情報提供を行います。 ▼利用者の利便性を向上するため、地域ごとのニーズに合わせた施設類型の子育て支援センターを開設します。	こども未来課
	子育て支援ショートステイ事業の充実	【継続・充実】 保護者が一時的に児童の養育が困難になった時に乳児院・児童養護施設において、一時的に養育を実施します。また必要な時に児童の養育が受けられるよう施設の受け入れ体制の充実を図ります。	こども保健福祉課
	養育支援訪問事業の充実	【継続・充実】 訪問する保健師や支援員の体制充実を図り、養育支援が特に必要とされる家庭への指導や助言、援助を実施します。	こども保健福祉課
	学童保育所支援の推進	【継続・充実】 放課後等に留守家庭となる児童の生活と保護者の就労を支援するため、地域の運営委員会が設置・運営する学童保育所の支援を行います。また対象年齢の拡大も含め、今後利用児童の増加が予想される施設の受け入れ態勢の整備・促進に対する支援を行います。	こども未来課
	病児・病後児保育事業の拡充	(基施(1)-推施(1)より再掲)	こども未来課
	保育園や幼稚園における地域の子育て支援	地域の未就学児やその保護者を対象にした「あそぼう会」や「あそび会」を園で実施するとともに、地域の方々を招待して各種の行事を開催するなど、地域との交流を図っていきます。	保育幼稚園課

具体的施策	主な取組	取組みの概要	担当課
(2) 子育ての不安・負担・孤立感を和らげる相談事業の促進	子育て支援センターにおける相談事業の実施	保育士による子育て相談、保健師・栄養士による専門相談などを実施します。	こども未来課
	家庭児童相談室における相談事業の実施	保健師や保育士、幼稚園教諭などの相談員による育児や家族、虐待などに関する相談を実施します。	こども保健福祉課
	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の生活相談の実施	(基目2-基施(1)-推施(2)より再掲)	こども保健福祉課
	発達総合支援室における子どもの発達に関する相談・支援の実施	(基目2-基施(1)-推施(3)より再掲)	こども保健福祉課
	就学相談・巡回相談支援事業の実施	(基目2-基施(1)-推施(3)より再掲)	こども保健福祉課
	青少年育成室における青少年と家庭の悩み相談事業の実施	友人関係や非行などに関する青少年やその家族の悩み相談を実施しています。	こども未来課
	子育て支援センター・保育園等での保健師相談事業の実施	各子育て支援センターや保育園のあそぼう会に保健師等が出向き育児等の相談を行っています。	こども保健福祉課
	地域で行われる子育て支援事業等での相談事業の実施	民生委員・児童委員等が地域で開催する子育て支援事業や子育てサロン等に保健師等が参加し、育児等の相談・援助を行っています。	こども保健福祉課
	よかパパ相談員による相談事業の実施	「父親の子育てマイスター養成講座」を修了し、よかパパ相談員に登録された方により、子育て支援センターなどで父親の子育て相談を実施します。	こども未来課
	民生委員・児童委員による相談	民生委員・児童委員による地域の中での身近な相談窓口として、生活の中での困りごとや悩みごとに関する相談・助言を行っています。	健康福祉課
地域の青少年相談員による相談事業の実施	学校や関係行政機関、地域の青少年育成団体が連携し、継続して指導が必要な子どもや家族の相談、指導、助言を行います。	こども未来課	
(3) 子育てに関する情報提供の充実	利用者支援事業の新設	(推施(1)より再掲) 【新規】 子育てに関する相談、総合窓口の役割を担い、情報を集約し、必要な情報提供等を行い、適切なサービスの利用につなげる体制を整備します。また地域の子育て関係団体との情報共有、ネットワーク整備の検討を図ります。	こども未来課
	市ホームページの子育て総合案内や子育てガイドブックの充実	【継続・充実】 市ホームページで情報発信する「子育てエンジョイ」や子育てエンジョイガイド Book の充実を図ります。	こども未来課
	子育て支援センターにおける情報提供	子育てに関する情報提供や、親子同士の交流の場の提供を行います。	こども未来課
	子育てサークルなどの活動支援事業	子育て支援センターにおいて子育てサークルやボランティアグループの情報を提供する。また、橋北・塩浜両子育て支援センターにおいて、貸室を行うことで活動を支援します。	こども未来課
	児童館における情報提供	子育てに関する情報提供や、親子同士の仲間づくりの支援を行います。	こども未来課

具体的施策	主な取組	取組みの概要	担当課
(4)子育てにかか る経済的な負担 の軽減	第3子保育料補助・減免	少子化対策の一環として、第3子以降の保育料を無料化することで、子育て家庭を支援します。	保育幼稚園課
	公立幼稚園保育料減免	公立幼稚園に就園している4～5歳の低所得の保護者及び多子世帯に対し、保育料負担の軽減を図ります。	保育幼稚園課
	私立幼稚園保育料補助金	私立幼稚園に就園している3～5歳児の保護者に対し、保育料の一部を補助し、保育料負担の軽減を図ります。	保育幼稚園課
	私立幼稚園就園奨励補助金	私立幼稚園に就園している満3歳～5歳児の保護者に対し、所得や子どもの人数に応じて保育料の一部を補助し、保育料負担の軽減を図ります。(今後、新制度における施設型給付への移行が予想される。)	保育幼稚園課
	就学援助	市立小中学校に就学することが困難と認められる児童生徒の保護者に対し、所得基準に応じて就学費用の一部を援助し、義務教育の円滑な実施を図ります。	学校教育課
	学童保育所保育料の軽減(利用支援補助事業)	学童保育所を利用するひとり親家庭や就学援助家庭等に対し、保育料の軽減を行い、学童保育所の利用を支援します。	こども未来課
	助産施設利用者への支援	経済的な理由により、助産が必要な妊婦を委託する助産施設に入所させ、これに必要な費用を支給することにより、子育て家庭への支援を行います。	こども保健福祉課
	児童手当の支給	家庭等の生活の安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学校修了までの児童を養育している方に対して、手当を支給します。	こども保健福祉課
	児童扶養手当の支給	(基目2-基施(1)-推施(2)より再掲)	こども保健福祉課
	特別児童扶養手当の申請受付等	(基目2-基施(1)-推施(3)より再掲)	こども保健福祉課
	障害児福祉手当の支給	(基目2-基施(1)-推施(3)より再掲)	障害福祉課
	市重度障害者手当の支給	(基目2-基施(1)-推施(3)より再掲)	障害福祉課
	子ども医療費の助成	子どもが安心して医療を受けられる環境をつくり、疾病の早期発見と早期療養を促進するとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子どもの保険診療に係る自己負担分を助成します。	こども保健福祉課
	一人親家庭等医療費の助成	(基目2-基施(1)-推施(2)より再掲)	こども保健福祉課
	養育医療の給付	出生時体重2,000g以下の新生児等、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院養育を必要とする乳児に対して、指定医療機関での医療に対し給付を行います。	こども保健福祉課
	育成医療の給付	(基目2-基施(1)-推施(3)より再掲)	こども保健福祉課
	小児慢性特定疾病医療費の申請受付等	(基目2-基施(1)-推施(3)より再掲)	こども保健福祉課
	自立に役立つ就業支援給付の実施	(基目2-基施(1)-推施(2)より再掲)	こども保健福祉課
	障害者医療費の助成	(基目2-基施(1)-推施(3)より再掲)	障害福祉課
	補装具費の支給	(基目2-基施(1)-推施(3)より再掲)	障害福祉課
日常生活用具の給付	(基目2-基施(1)-推施(3)より再掲)	障害福祉課	

(3) 心身の健やかな成長を育む環境づくりの推進

現状と課題

子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもの人権を守り、子どもの幸せを第一に考え、家庭、地域、学校において、すべての子どもが充実感や存在감이もて、将来の夢と希望がもてるよう支援していくことが求められています。

本市では、子どもたちに人権意識が育まれ、大人たちがその子どもたちを温かく見守りつつけられるよう、保育園、幼稚園、学校での学習のほか、指導者や保護者をはじめ、地域の自主事業などにおいて人権教育の啓発・普及を図ってまいりましたが、今後もより一層、社会全体における子どもの人権に対する理解を深めていくことが必要です。

子どもの成長過程においては、身近にいる親の愛情を十分に受けて育つことができる環境が大切です。そのためには、親としての子育ての責任と役割を果たし、日々成長する子どもの姿に喜び、楽しさを実感できるよう、社会全体で子育てに関する負担や不安、孤立感を和らげる支援が必要です。

また、子どもが心豊かにたくましく成長するためには、さまざまな学習や体験、交流を通し、自らが考え、行動する力を育むことができる機会を確保するとともに、子どもたちが基本的な生活習慣を身につけることができる取組も必要です。

本市では、家庭、地域、保育園、幼稚園、学校等と連携して、家庭教育講座の開催や「早ね早おき朝ごはん」推進運動の実施など、家庭や地域の子育て力の向上に取り組むとともに、子どもたちが地域の中で安心して過ごせるよう、児童館事業の充実や移動児童館の実施、また学童保育所、子ども広場整備への支援等により、放課後等における子どもの居場所づくりを推進しています。

また小学生の保護者を対象にしたアンケート調査では、36.8%の保護者が「地域における子どもの見守り」が重要と回答しています。本市では、子どもの問題行動を防止するため、地域の関係機関と連携して補導活動を実施するとともに、「こどもをまもるいえ」を設置し、地域が中心となって子どもの見守りと安全を確保してまいりましたが、子どもが巻き込まれる犯罪が発生している昨今、より一層、地域ぐるみの見守り活動を推進していくことが求められています。

施策の方向性

➤子どもたちに人権意識が育まれるよう幼稚園や保育園、学校などでの人権教育のほか、あらゆる機会を通じて、子どもの人権に対する保護者等の理解を深める意識啓発に取り組むとともに、子どもの人権を守るため関係機関との連携を図ります。

＜(1)子どもの人権が尊重される環境づくりの推進＞

➤心豊かでたくましく自立した子どもの育成を図るため、様々な学習や体験・交流活動の機会の提供に努めます。

＜(2)心豊かでたくましく自立した子どもの育成＞

➤保育園や幼稚園、学校等と連携して、家庭や地域における子育て力の向上を図ります。

＜(3)家庭・地域における子育て力の向上＞

➤子どもたちが放課後や休日に、安全で安心して生活し、学び、体験・交流できる活動拠点づくりを推進します。

＜(4)安全・安心な子どもの居場所づくりの推進＞

➤子どもの非行を未然に防止し、有害な環境や情報、犯罪から子どもを守るため、地域ぐるみで子どもを見守る活動を推進します。

＜(5)地域ぐるみで子どもを見守る活動の推進＞

＜推進施策＞

具体的施策	主な取組	取組みの概要	担当課
(1)子どもの人権が尊重される環境づくりの推進	保育園や幼稚園での子どもの人権教育	就学前の子どもが幼児期から人権感覚を身に付けることが大切なことから、園での人権教育・啓発を推進していきます。	保育幼稚園課
	保育園や幼稚園での職員の人権研修	人権に関する認識を高めるために各園にて研修を行うとともに、また、専門性を高めるために人権教育の研修を推進していきます。	保育幼稚園課
	児童虐待防止啓発の実施及び研修会等の実施	虐待防止に向けた市民へのパンフレットやポスターの配布等、啓発活動を促進し理解を深めると共に、関係機関の対応力の向上のための研修会等を開催し、取り組みの強化を図ります。	こども保健福祉課
	途切れのない支援体制の充実	【継続・充実】 保育園や幼稚園で気になる子などの支援のため、あすなる学園が開発したCLM(チェックリストイン三重)を活用し、成長過程に応じた適切な途切れのない支援を行います。	こども保健福祉課
	各地区人権・同和教育推進協議会のイベント等の自主事業の開催支援	各地区人権・同和教育推進協議会が開催するイベント、学習会、研修会などへの教材や講師の紹介、指導・助言など、自主事業の開催支援を行い、各地域での人権教育・啓発活動の充実を図ります。	人権センター
	子どもの為の出前講座等の実施	保育園・学童保育所等からの申し出を受け、人権センター所有ビデオ等を使い、相手を思いやる大切さ、命の大切さ等を学ぶ出前講座を実施します。	人権センター
	学校人権教育リーダー養成研修会の実施	学校における人権学習や教職員・PTA研修会、「子ども人権フォーラム」等のファシリテーター（促進役）を担う教職員を育成します。	人権・同和教育課
	中学校ブロック人権文化創造事業の実施	全中学校区において小中学生を対象にした「子ども人権フォーラム」を実施します。	人権・同和教育課
	子ども人権文化創造事業【地域人権教育推進事業】の実施	人権プラザ（児童集会所・乳幼児室）にて子ども・保護者の人権学習やなまか作りのための活動を実施します。	人権・同和教育課
	ジェンダー平等教育出前講座事業の実施	希望する保育園や幼稚園、小学校等に対して講師を派遣し、ジェンダー平等教育の講座を開催し啓発を図ります。	男女共同参画課
民間企業における人権意識の啓発を支援	市内の事業所が中心となり、人権課題の解決に向けた取り組みを推進するために結成された四日市人権啓発企業連絡会の活動を支援することで、民間企業の人権意識の啓発を促します。	商業勤労課	

具体的施策	主な取組	取組みの概要	担当課
	子ども・子育て創造ディスカッション（仮称）の開催	【新規】 子ども（主に学齢期）、親、子育て経験者、これから子育てに入る方が、それぞれの立場で将来の子どもの、子育ての環境を考える「子ども・子育て創造ディスカッション（仮称）」の開催を検討します。	こども未来課
(2)心豊かでたくましく自立した子どもの育成	子どもの生活リズム向上事業の実施	「早ね早おき朝ごはん」市民運動の推進のもと、モデル園・校を指定し、子どもの生活習慣の確立や向上に向けて、保護者や園・学校等が連携して取組を進めます。	こども未来課
	青年リーダーを育成する研修の実施	子ども会活動にかかわるリーダー活動に必要な資質と能力の向上を図るためのジュニアリーダーやサブリーダー養成講習会を実施します。	こども未来課
	万引き・非行防止教室の実施	子どもを対象に、規範意識の高揚を目指し、出前講座を実施します。	こども未来課
	少年自然の家における体験活動の推進	様々な体験活動を通して、自己判断力、豊かな人間性、たくましい体力を身につけた子どもの成長を支援します。	こども未来課
	児童館における体験活動事業の実施	様々な創作活動、季節の行事、クッキング、戸外遊びを通して、子どもの社会性・創造性・体力の育成を支援します。	こども未来課
	こども四日市の実施	中心市街地を舞台に、職業体験等による「こどもによるこどものためのまちづくり」を実施し、子どもが自ら考え、行動する力を育むとともに、子ども同士の交流の場を提供します。	商業勤労課
	子ども人権文化創造事業【キッズ・スクール】の実施	人権プラザ（児童集会所・乳幼児室）での体験教室や教養・文化・スポーツ活動への支援を行います。	人権・同和教育課
自己実現支援事業【進路・就労につながる出会い・体験活動】の実施	人権プラザを拠点に子どもたちの将来の夢につながるモデルとの出会いや学習・体験活動を実施します。	人権・同和教育課	
(3)家庭・地域における子育て力の向上	子どもの生活リズム向上事業の実施	（推施(2)より再掲）	こども未来課
	生活リズム出前講座の実施	子ども・子育てやその保護者を対象に、子どもの基本的な生活習慣の啓発・普及を目指し、出前講座を実施します。	こども未来課
	e ネット安心講座の実施	子どもやその保護者、青少年育成団体等を対象に、青少年の安全安心なインターネット利用環境の構築を目指し、出前講座を実施します。	こども未来課
	青少年ネット被害・非行防止研修会の実施	保護者・教職員・青少年育成団体等に対象に、子どもを有害情報から守り、インターネットの正しい利用を進めるための研修会（講演会）を実施します。	こども未来課
	「家庭の日」啓発事業の実施	イベントや広報よっかいち等を通じて多くの市民に「家族の絆」・「家族のふれあい」を伝える啓発を行い、「家庭の日」（毎月第3日曜日）の定着を図ります。	こども未来課
	家庭教育講座委託事業の実施	幼保小中のPTAや保護者会に対して、本事業を委託し、家庭の教育力向上を目指した講演会や研修会などの自主学習の実施を促進します。	こども未来課
	移動児童館事業の実施	児童館のない地域に出向き遊びの指導や遊具貸出を行います。	こども未来課

具体的施策	主な取組	取組みの概要	担当課
	遊びボランティア・遊び名人バンク事業	児童向け行事への指導者の派遣要請など、多様なニーズに対応するため、遊びボランティア・遊び名人バンク登録者との連携を図りながら、制度の維持・充実を図ります。	こども未来課
	子ども・子育て創造ディスカッション（仮称）の開催	（推施(1)より再掲） 【新規】	こども未来課
(4)安全・安心な子どもの居場所づくりの推進	児童館における遊び場の提供	地域の中での子どもの居場所、遊びの拠点となり、そのことを通して子どもの日常生活を観察し、必要に応じて家庭や地域の環境整備を図りながら、子どもの安定した日常生活を支援します。	こども未来課
	学童保育所における児童の健全育成の推進	地域の運営委員会が設置・運営する学童保育所の支援を行い、放課後等における留守家庭児童の健全育成を図ります。	こども未来課
	子どもと若者の居場所づくり事業の推進	勤労者・市民交流センター及び市総合会館内において、軽運動や音楽活動、学習、憩い、語らいの場を提供し、青少年の自主的な活動を支援します。	こども未来課
	子ども広場の充実	子どもの安全な遊び場を整備する地域の活動に支援を行います。	こども未来課
	おもちゃ図書館事業の実施	おもちゃを通して、心身に障害のある子の情緒や生活機能の発達を促進させるとともに、健常児との交流が図れるように支援を行います。	こども保健福祉課
	子ども人権文化創造事業【子どもの居場所づくり活動支援】の実施	放課後等における人権プラザ（児童集会所・乳幼児室）での子どもの主体的な学習や遊びへの支援を行います。	人権・同和教育課
(5)地域ぐるみで子どもを見守る活動の推進	地域一体の補導活動事業の実施	中央補導員や地区補導員による補導活動などを行います。	こども未来課
	登下校時等の子どもの見守り活動の推進	地域の登下校安全指導員と地域、学校、行政が連携して、「こどもをまもるいえ」設置の推進・普及を図り、子どもの登下校時の安全安心を推進します。	こども未来課
	「こども110番みまもりたい」活動の推進	企業等の協力により、「こども110番みまもりたい」専用ステッカーを貼った車両が巡回し、子どもの犯罪に巻き込まれないよう防止、保護活動を実施します。	こども未来課
	有害情報等から子どもを守る啓発活動の推進	PTA 連絡協議会と連携し、携帯電話やインターネットの適切な利用について研修会や出前講座を開催し適切な利用の啓発を行います。	こども未来課

(1) 社会的養護・支援の必要な子どもへのきめ細かな支援

現状と課題

子育て家庭における状況は、家族の状況その他の事情により異なりますが、すべての家庭で一人ひとりの子どもが健やかに育つよう、子どもや家庭への支援の充実が求められています。

児童虐待については、児童相談所や本市の家庭児童相談室に入る身体的、性的、心理的、ネグレクトの相談件数は、年々増加しています。相談件数の増加は、全国における相談体制の整備や社会問題の表面化によることも背景にあると考えられます。

本市においては「四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議」を中心に、保健・医療・福祉・教育・警察等の関係機関や関係団体、地域と連携し、未然防止・早期発見・早期対応に取り組むとともに、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、指導・助言、育児援助等による支援を行うなど、個別のケースに応じた適切な支援を行っています。

今後は、対応する職員の対応力向上を図るとともに、関係機関等との日々の連絡・連携を密に、情報の共有、ネットワークの強化を図り、よりきめ細かな対応が必要となっています。

ひとり親家庭については、生活の安定や自立への支援が必要です。このため本市では、児童扶養手当の支給や一人親家庭等医療費の助成など、経済的負担の軽減に取り組むとともに、家庭児童相談室の母子・父子自立支援員が自立に必要な情報提供などの相談支援を行い、また地域ではひとり親家庭福祉協力員が相談支援を行っています。また、ハローワークと連携をして就労による自立の支援を行っています。今後は、こうした支援の周知を図るとともに、ひとり親家庭に対するきめ細かな対応の充実が必要です。

心身の障害や発達に課題のある子どもについては、早期発見、早期療育が重要です。

本市では、妊娠期からの相談等の機会を通じて妊娠期間中の健康管理等の指導を行うとともに、産科医療機関と連携を図り、出産後早期から課題を把握し、必要な支援につなげています。また乳幼児期においては、健康診査や相談、訪問事業により障害の進行を未然に防止するため、早期発見に努めるとともに、観察の必要な子どもには、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携により、適切な支援につなげています。

一方、心身の障害や発達に課題のある子どもの保育については、一人ひとりの

特性に応じて保育園や幼稚園で保育を実施するとともに、専門的な療育が必要な子どもには、児童発達支援センターあけぼの学園において、親子通園を基本とした保育を実施しています。今後、あけぼの学園においては、地域の中核的な療育支援施設として、保育所等訪問支援事業をはじめとした児童発達支援センターの役割を強化する必要があり、発達障害の発生頻度も上昇の傾向がみられることから、福祉・教育・医療の連携による支援強化に向けた機能的な施設の整備が求められています。

また、発達総合支援室では、保健師・保育士・心理判定員・幼稚園教諭・特別支援担当教員を配置して子どもの発達に関する相談窓口を一元化し、早期からの途切れのない支援につなげています。

施策の方向性

➤児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、関係機関との緊密な連携のもと、情報の収集および共有化を図り、地域におけるきめ細かな対応ができる体制づくりを進めます。

➤職員の対応力向上を図るため、関係者への専門研修の充実に努めます。

＜(1)児童虐待防止対策の充実＞

➤ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るため、ひとり親家庭の自立を促進するための子育て・生活支援、就労支援、経済的支援の充実に努めます。

＜(2)ひとり親家庭の自立支援の推進＞

➤心身の障害や発達に課題のある子どもの早期発見、早期療育を図るため、妊婦や乳幼児に対する健康診査や関係機関との連携により適切な支援を行います。

➤保健・医療・福祉・教育等の円滑な連携のもと、障害のある子どもや家庭に対する就学前からの途切れのない支援を行うとともに、専門的な療育が必要な子どもに対しては、児童発達支援センターあけぼの学園の機能強化に向けた施設整備を行い、子どもや家族の支援強化を図ります。

＜(3)障害のある子どもや家庭への支援の充実＞

＜推進施策＞

具体的施策	主な取組	取組みの概要	担当課
(1)児童虐待防止 対策の充実	子どもの虐待防止対策事業の推進	子どもの虐待の未然防止、早期発見、早期対応のため、「子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議」を中心に、関係機関と連携を深め、情報の収集、共有を図り、きめ細かな対応を行います。	こども保健福祉課
	対応力向上のための専門研修	関係機関の対応力向上に向けて研修を実施し、支援強化を図ります。	こども保健福祉課
	家庭児童相談室における相談事業の実施	(基目1-基施(2)-推施(2)より再掲)	こども保健福祉課
	女性相談事業の実施	子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議や関係機関との連携及び情報共有を行い、相談事業の充実を図ります。	男女共同参画課

具体的施策	主な取組	取組みの概要	担当課
	養育支援訪問事業の充実	(基目1-基施(2)-推施(1)より再掲)	こども保健福祉課
	乳児院・児童養護施設への支援	乳児院・児童養護施設エスペランス四日市について専門的職員の配置などに対する助成を行ったり、運営協議会を通して、子どもの処遇向上の促進、円滑な運営の確保に努めます。	こども保健福祉課
	児童館における中高生と赤ちゃんふれあい交流事業の実施	次世代の親となる思春期児童が、妊娠・出産等に関する知識を習得し、赤ちゃんやその家族とふれあうことで健全育成を図るとともに、将来、子育てに関わるときの貴重な予備体験として、育児不安からくる虐待の予防につなげることを目的として事業を実施します。事業実施にあたっては、子育て支援センターと共同で行います。	こども未来課
(2)ひとり親家庭の自立支援の推進	母子・父子自立支援員による生活相談の実施	家庭児童相談室の母子・父子自立支援員により、ひとり親家庭の父・母の精神的な悩みや自立に向けた相談を行います。	こども保健福祉課
	母子・父子福祉センターにおけるひとり親家庭・寡婦への支援	ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と自立を図るため、母子・父子福祉センターにおいて相談業務や情報提供、技能習得講座の開設を行います。	こども保健福祉課
	母子生活支援施設利用者への支援	DV など生活に支援が必要な母子を母子生活支援施設で保護し、母子家庭の自立促進を図ります。	こども保健福祉課
	自立を支援する就業支援給付の実施	雇用保険制度の指定教育訓練講座など市指定の講座を受講する人に対して、「自立支援教育訓練給付金」の支給や看護師等国家資格にかかる養成期間で2年以上のカリキュラムを修業する場合、「高等技能訓練促進給付金」を支給し、ひとり親家庭の自立支援を推進します。	こども保健福祉課
	自立に向けた支援プログラム策定事業の実施	児童扶養手当受給者の自立・就業支援のために「母子自立支援プログラム策定員」を配置し、ハローワークと連携を取りながら就労支援を実施します。	こども保健福祉課
	児童扶養手当の支給	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが養育される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。	こども保健福祉課
	一人親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的として、保護者と児童が医療機関で診療を受けたときの保険診療に係る自己負担分を助成します。	こども保健福祉課
	学童保育所保育料の軽減	(基目1-基施(2)-推施(4)より再掲)	こども未来課
(3)障害のある子どもや家庭への支援の充実	障害の予防・早期支援の推進	妊婦一般健康診査や乳幼児健康診査を実施することで、発達上の課題を早期に発見し、関係機関と連携して、必要な支援につなげます。	こども保健福祉課
	特別支援保育体制の充実	公立保育園を中心に、支援が必要な子どもの受け入れを進め、子どもの成長・発達の推進を図ります。	保育幼稚園課
	障害児通所支援事業の推進	障害を持つ子どもが身近な地域で、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービスを受けられるよう充実を図ります。	こども保健福祉課
	専門的支援が必要な児童への療育の充実	ことば・身体運動面・生活面など発達の遅れが心配な子どもにあけぼの学園の療育を通して、心身の基礎的発達を図ります。	あけぼの学園

具体的施策	主な取組	取組みの概要	担当課
	児童発達支援センター あけぼの学園の施設整備	【新規】 地域の中核的な療育支援施設として、子どもやその家族の支援強化を図るため、児童発達支援センターの機能強化に向けた施設の整備を図ります。	あけぼの学園
	発達総合支援室における子どもの発達に関する相談・支援の実施	18歳までの児童・生徒の発達に関する相談を実施し、早期からの途切れのない支援につなげます。	こども保健福祉課
	プロジェクトU-8事業の推進	言葉や対人関係・社会性、学習上の基礎的な能力に課題がある幼児や児童に対し、早期に対応し、園や学校と連携をとりながら、自己肯定感をもって小学校への就学や学校生活を楽しく過ごせるように支援します。	こども保健福祉課
	就学相談・巡回相談支援事業の実施	障害のある子どもや発達に課題のある子どもとその保護者や教師への教育相談を行います。	こども保健福祉課
	障害児相談支援事業の推進	障害児通所支援を利用するときに、相談支援事業所において、障害児支援利用計画を作成し、適切なサービス利用と継続的な支援を行います。	こども保健福祉課
	あけぼの学園における保育園・学校等との連携の強化	【拡充】 ▽保育園・幼稚園や小学校などを訪問して、子どもが集団生活に適用できるような関わり方（工夫）などについての助言や支援を行います。 ▼保育所等訪問支援事業の充実を図るため、専門職の体制整備や支援のあり方について検討を進めます。	あけぼの学園
	学童保育所障害児対応指導員配置への支援	学童保育所における障害児の受入れのため、障害児対応の専任指導員の加配にかかる費用を学童保育所に支援します。	こども未来課
	学童保育所指導員研修事業の充実	学童保育所指導員を対象に、発達障害などの障害児対応に関する研修会を実施します。	こども未来課
	居宅介護、短期入所、日中一時支援等事業	障害のある方の自立支援や保護者のレスパイトを目的に、ホームヘルパーを派遣したり施設で障害のある方を一時的にお預かりします。	障害福祉課
	特別児童扶養手当の申請受付等	精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉増進を図ることを目的として、その児童の保護者に対して支給される国の手当に対し、手続きの受付を行います。	こども保健福祉課
	障害児福祉手当の支給	精神または身体に重度の障害があるため、日常生活においていつも介護を必要とする20歳未満の方を対象に支給します。	障害福祉課
	市重度障害者手当の支給	身体障害者手帳1、2級または療育手帳Aを持っている方を対象に支給します。	障害福祉課
	障害者医療費の助成	重度の障害のある方が病院などで支払った医療費の自己負担金を助成します。	障害福祉課
	育成医療の給付	身体に障害や疾患があり、手術等の医療により、確実な治療効果が期待される児童に対して、指定医療機関での医療に対し給付を行います。	こども保健福祉課
	小児慢性特定疾病医療費の申請受付等	慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、その治療方法の確立と普及を目的とした研究等に資する医療の給付等を行う事業に対し、手続きの受付を行います。	こども保健福祉課

具体的施策	主な取組	取組みの概要	担当課
	補装具費の支給	身体に障害のある方に、その障害を補うための義足や車いすなどの購入や修理に要する費用を支給します。	障害福祉課
	日常生活用具の給付	重度の身体障害や知的障害のある方の日常生活を容易にするため、特殊マットや拡大読書器などの用具を給付します。	障害福祉課

(1) 安心して妊娠・出産ができる環境の充実

現状と課題

安心して出産・育児を迎えるためには、妊娠期から妊婦の心身の健康を確保し、安心して過ごせる環境が大切です。

本市では、妊婦の健康の保持増進と経済的不安の軽減等を図り、安全で安心して妊娠・出産できるよう、母子健康手帳交付時に三重県内の医療機関や助産所で受診できる公費負担の妊婦健康診査票を14回分交付しており、すべての妊婦が適切に健診を受診し、適切な健康管理のもとで出産を迎えられるよう保健指導を行うとともに、相談先や出産後の支援サービスについての啓発を行っています。

また、妊娠・出産期における不安やストレスを解消することが大切であることから、早期の妊娠届出を勧奨するとともに、母子健康手帳交付時や育児学級等の機会に助言・指導を行い、支援の必要な妊婦に対しては電話相談や訪問指導を継続して行い、出産後の支援につなげています。

さらに出産後においては、生後4か月までの乳児の家庭を全戸訪問して産後の経過を把握し、育児の相談や助言・指導を行うとともに、育児相談や乳幼児健康診査等を活用し、途切れのない相談支援を行っています。

一方、アンケート調査では「妊娠から乳児期の健診や相談」の充実を期待する意見もあり、今後も、妊娠期から育児や養育面において支援を必要とする人や産後ケアの支援が必要な人を把握し、早期から関係機関等と連携しながら、不安や悩みの軽減、問題解決に、より一層努めることで、安心して出産・育児につなげられる支援が必要です。

施策の方向性

➤安全・安心のもとで妊娠、出産を迎えられるよう、健康診査や健康相談、育児学級等の充実を図るとともに、不妊に悩む人に対する支援を行います。また母体又は児におけるリスクの高い妊婦の安全を図るため、関連施設との連携を図ります。

＜(1)安全な妊娠・出産への支援の充実＞

➤妊娠や育児において不安や悩みを抱える人、産後ケアの支援が必要な人を把握し、関係機関等と連携しながら、不安や悩みの軽減、適切な支援に取り組みます。

＜(2)妊娠期からの途切れのない相談体制の充実＞

<推進施策>

具体的施策	主な取組	取組みの概要	担当課
(1)安全な妊娠・出産への支援の充実	妊婦一般健康診査事業の実施	安全な分娩と健康な子の出生のため、医療機関に委託して健康診査を実施します。妊娠期から医療機関と連携することにより、早期に育児支援や医療等の個別の支援が必要な保護者や乳児を把握し、相談・支援を行います。	こども保健福祉課
	母子健康手帳の交付	妊娠初期から母子健康手帳および妊婦一般健康診査の受診票を交付することで、妊婦自身の母性意識および健康意識の向上を図り、安全な出産につなげます。また、産前・産後の相談先について情報提供を行い、出生後の早期支援に結び付けます。	こども保健福祉課
	育児学級「パパママ教室」の開催	妊婦とその家族を対象に、妊娠・育児に関して模擬体験を交えた具体的な指導を行うことにより、母性・父性の健全な育成を図ります。	こども保健福祉課
	産後ケアの取組み	【新規】 妊娠・出産・子育てに係る保護者の不安や負担を軽減させるための取組みの一つとして、産婦を心身から支えるための産後のサービスの提供について検討を進めます。	こども保健福祉課
	不妊治療への支援	不妊症で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図り、少子化対策に寄与することを目的として、不妊症治療に要する費用の一部を助成します。また、県の事業である特定不妊治療費助成事業に対し、申請の受付を行います。	こども保健福祉課
	不育症治療費の助成	【新規】 妊娠しても流産・死産あるいは新生児死亡を繰り返して、生児を得ることができない不育症で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図り、少子化対策に寄与することを目的として、不育症治療に要する費用の一部を助成します。	こども保健福祉課
(2)妊娠期からの途切れのない相談体制の充実	妊産婦・乳幼児相談の実施	妊娠中から、妊娠届出時の相談や育児教室を通じて相談先を周知・啓発し、出産後も適切に電話相談や育児相談事業の利用につなげることで、育児不安の予防および解消を図ります。	こども保健福祉課
	妊産婦・乳幼児訪問指導の実施	妊娠・出産・育児に関し訪問による相談に応じ、必要な指導助言を行うとともに、関係機関と連携して適切な支援を提供することで、保護者の育児不安の解消に努めます。	こども保健福祉課
	こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施	おおむね生後4か月に達するまでの乳児がいる家庭を赤ちゃん訪問員等が全戸訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。	こども保健福祉課
	育児相談事業の実施	乳幼児の発育発達支援及び保護者への育児支援を目的に、育児・栄養・生活習慣などに関する相談・指導を行います。	こども保健福祉課
	心理発達相談事業の実施	健診や相談の内容により、乳幼児の心身の発達・保護者の育児不安などに対して、心理発達相談員が、相談および指導を行い、専門機関の紹介を行うことにより、乳幼児の健康増進、保護者への育児支援を図ります。	こども保健福祉課
	子育て支援事業での育児相談事業の実施	各子育て支援センターや保育園のあそぼう会に保健師等が出向き、育児等の相談を行っています。	こども保健福祉課

具体的施策	主な取組	取組みの概要	担当課
	親子教室「ラッコ」、「イルカ」の開催	各種健診・相談において、発達の課題や育児不安が疑われる幼児と保護者を対象に、定期的な集団指導を行うことにより、児の発達を促すための適切な関わり方を学ぶ機会を設け、育児不安の解消を図るとともに、必要に応じて専門機関へつなぎます。	こども保健福祉課

(2) 親と子の健康確保と安心して育児ができる環境の促進

現状と課題

生涯を通じ健康に暮らしていくためには、妊娠期や乳幼児期からの健康管理や疾病予防が重要であるとともに、望ましい生活習慣を身につけることが必要です。

本市では、妊娠期における妊婦の健康診査をはじめ、出産後における乳児一般健康診査（4か月児・10か月児）、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査における発達の節目となる月齢で健康診査を実施することで、疾病等の早期発見、早期治療につなげるとともに、未受診児に対しては関係機関等と連携して状況を把握し、適切な支援につなげています。さらに、産婦に対しては電話相談や訪問指導による継続した支援を行うとともに、幼児歯みがき教室や各種定期予防接種を実施し感染症の流行を防ぐとともに、子どもの健康確保に努めています。

また、健康の保持増進を図るため、妊娠期から乳幼児期、学童期において、望ましい食習慣や子どもの適切な生活習慣を実践していくことが大切です。

本市では、こんにちは赤ちゃん訪問事業や育児相談、離乳食教室等により、乳児家庭の状況を把握し、育児に関する助言や指導、情報提供を行い、必要な支援につなげています。また、家庭、地域、保育園、幼稚園、学校が連携し、子どもにとって望ましい基本的な生活習慣が身につけられるよう、食の大切さの理解や早ね早おき朝ごはんの啓発等に取り組んでいます。

施策の方向性

➤乳幼児の健康診査や予防接種により健康の確保に努めるとともに、乳幼児や妊産婦の歯科保健対策の充実を図ります。

＜(1)乳幼児の健康審査・予防接種等の充実＞

＜(2)乳幼児期からの歯科保健対策の充実＞

➤親と子の健康の保持増進を図るため、望ましい食習慣、子どもの基本的な生活習慣の定着が図られるよう啓発及び保護者への相談、指導を行います。

＜(3)望ましい生活習慣の推進＞

＜推進施策＞

具体的施策	主な取組	取組みの概要	担当課
(1)乳幼児の健康診査・予防接種等の充実	乳児一般健康診査（4か月児・10か月児）の実施	4か月児、10か月児を対象に、健康診査（医療機関委託）を実施し、成長や育児の確認をするとともに、問題を早期に発見し、適切な措置につなげます。	こども保健福祉課
	1歳6か月児健康診査の実施	1歳6か月児を対象に健康診査を実施し、心身の問題を早期に発見し、適切な支援につなげるとともに、生活や育児に関する指導を行い、健康の保持及び増進を図ります。	こども保健福祉課

具体的施策	主な取組	取組みの概要	担当課
	3歳児健康診査の実施	3歳児を対象に、健康診査を実施し、心身の問題を早期に発見するとともに、生活習慣の自立や育児に関する指導を行い、健康の保持及び増進を図ります。	こども保健福祉課
	予防接種の実施	感染症の予防と流行阻止のために予防接種法で定められた予防接種を行うとともに、任意予防接種であるおたふくかぜについて、接種費用を助成することで、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	こども保健福祉課
	かかりつけ医の推進・健康相談等の周知	病気やけが時の医療や日常の健康相談を受け持つかかりつけ医を持つことをすすめるとともに、急病や受診の判断に迷う場合等の医療機関案内や相談機関の周知に努めます。	健康福祉課 保健予防課 こども保健福祉課
(2) 乳幼児期からの歯科保健対策の充実	デンタルマタニティスクールの実施	妊婦を対象に、歯の自己管理、子どもの歯の特性の啓発、歯垢清掃などを行い、健全な歯の育成を支援します。	こども保健福祉課
	幼児歯みがき教室「歯ハハの教室」の開催	2歳から4歳未満の幼児と保護者を対象に、むし歯予防の啓発と指導を行い、乳歯・永久歯の健全な育成、保持を図ります。	こども保健福祉課
	育児相談事業の実施	乳幼児の育児発達支援及び保護者などへの育児支援を目的に、育児・栄養・生活習慣などに関する相談・指導を行います。	こども保健福祉課
(3) 望ましい生活習慣の推進	乳幼児食教室の開催	乳幼児の保護者を対象に、乳幼児期の食生活の指導を通じて、児の健やかな成長を支援します。	こども保健福祉課
	妊産婦・乳幼児相談の実施	(基施(1)-推施(2)より再掲)	こども保健福祉課
	乳幼児訪問指導の実施	(基施(1)-推施(2)より再掲)	こども保健福祉課
	育児相談事業の実施	(推施(2)より再掲)	こども保健福祉課
	子どもの生活リズム向上事業の実施	「早ね早おき朝ごはん」市民運動の推進のもと、モデル園・校を指定し、子どもの生活習慣の確立や向上に向けて、保護者や園・学校等が連携して取組を進めます。	こども未来課

(1) 仕事と生活の調和の推進

現状と課題

女性の就労意向の高まりや、雇用形態の多様化、経済的な理由等により、女性の就業者は増加しています。また出産後に育児休業制度を利用して働き続ける女性の数も増えています。一方で、出産や育児のために離職する人も少なくなく、アンケート調査では、女性が育児休業を取得していない理由を子育てや家事に専念するため退職した人が過半数を占めていますが、職場の環境を理由に挙げる人も少なくありません。

女性の力を広く活用し、活力のあるまちづくりを進めていくことが求められる中、「仕事と生活の調和の実現」をめざす、ワーク・ライフ・バランスの対策はますます重要になっています。

また、子育て期にある30代及び40代の男性の長時間労働の割合は依然として高く、父親の子育てへの参画に関する意識は高まりつつあるものの、男性の育児休業取得率は極めて低く、子育て期の父親が家事や育児にかかる時間は少ない状況と言えます。

本市では、民間企業を対象にした講演会や研修会を実施しており、休暇制度の新設や見直しを行った企業もありますが、全般的にはワーク・ライフ・バランスについての理解と認識が十分浸透したとは言えない状況にあります。

今後、関係機関や関係団体との連携を密にし、個々の事業所へのアドバイザーの派遣などにより、事業者等の意識改革を促進し、働きながら子育てができる環境づくりの支援や啓発が必要となっています。

また、女性が社会で活躍するには、男性の理解と協力が不可欠です。これまで子育ては母親・女性の役割という意識が強くありましたが、近年では「イクメン」という言葉で表現されるように、男性の育児への参画が広がってきており、アンケート調査でも、主に母親が子育てを行っている家庭が前回調査の88.6%から50%台と大幅に下がってきています。

本市では、子育てに意欲のある男性を対象に、「父親の子育てマイスター」養成講座を開催し、修了者の活動の場も広がりつつありますが、子育てに意欲のある男性に限らず、今後も、男性が積極的に育児に取り組み、男女が共に子育てを行うという意識の啓発、普及が必要です。

施策の方向性

➤ワーク・ライフ・バランスを進めるため、企業に対する推進企業の事例紹介や情報

提供、意識啓発の働きかけを行います。

<(1)ワーク・ライフ・バランスの促進>

➤男性を対象とした子育てに関する体験講座や学習等の機会を提供し、男女が共に子育てを行う意識の啓発・普及に努めます。

<(2)男女が共に子育てを行う意識の啓発・普及>

<推進施策>

具体的施策	主な取組	取組みの概要	担当課
(1)ワーク・ライフ・バランスの促進	ワーク・ライフ・バランス推進事業の実施	【新規】 ワーク・ライフ・バランスを進めるために、企業に対し外部講師による出前講座等を実施します。	男女共同参画課
	ワーク・ライフ・バランス推進企業の事例紹介	市ホームページや情報紙等で推進企業の事例を紹介します。	男女共同参画課
	企業への子育て支援環境づくりの啓発	四日市市「男女がいそいそと働き続けられる企業」表彰制度を活用し、企業等に対して各種制度の導入を促すことで、子育て支援環境の充実を啓発します。	商業勤労課
	企業に対する妊産婦の健康管理の啓発	母子健康手帳交付時に、就業中の妊婦に対し、母性健康管理指導事項連絡カードの周知を行い、安全な妊娠・出産のための健康管理について啓発します。	こども保健福祉課
	事業所内保育への支援	(推施(3)より再掲) 【新規】	保育幼稚園課
(2)男女が共に子育てを行う意識の啓発・普及	父親の子育てマイスター養成講座事業の実施	男性を対象に、子育てに関する養成講座(修了者には「父親の子育てマイスター」に認定)を実施し、男女が一緒に育児を行うことの喜びや大切さを啓発します。	こども未来課
	学習機会提供事業の実施	男性向けの育児や家事に関する講座を開催し、子育てに関する学習機会や情報提供を行うことで男性の参画を推進します。	男女共同参画課
	育児学級「パパママ教室」の開催	妊娠・育児に関して模擬体験を交えた具体的な指導を行うことにより、母性父性の保護育成、育児支援を行う。	こども保健福祉課

(2) 働きやすい環境の充実

現状と課題

核家族世帯や女性就業人口の増加による共働き家庭の増加などにより、保育サービスをはじめとした子育て支援サービスへのニーズも高まっています。また、就労形態も変化しているため、多様な子育て支援サービスの充実が必要となっています。

こうした状況の中、本市では、低年齢児における通常保育サービスの拡充や、多様な就労形態に対応する延長保育や休日保育、短時間保育、一時保育、病児・病後児保育などの充実や学童保育所の支援、放課後の安全な居場所づくりなどに努めてきましたが、アンケート調査では、延長保育や一時保育、病児・病後児保育、学童保育所の充実に対する期待の意見が上位となっていることから、より一層の充実が求められています。

一方、ますます多様化する保護者の働き方に対して、保護者がニーズに合ったサービスを選択し、適切なサービスが利用できるよう情報提供の充実を図り、安心して働くことができる環境を整備する必要があります。

施策の方向性

- 保護者の就労状況やニーズに応じてサービスを選択することができるよう、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

<推進施策>

具体的施策	主な取組	取組みの概要	担当課
(1)多様なニーズに応じた子育て支援サービスの充実	事業所内保育への支援	【新規】 女性が企業で働きながら子育てがしやすくなるよう企業が整備する認可を受けた事業所内保育に対して支援を行います。	保育幼稚園課
	低年齢児の利用児童増加に伴う保育所定員枠の拡充	【継続・充実】 認可保育園において、通常保育の定員枠の拡充を行い、低年齢児の利用児童の受入れを進め、待機児童の解消を図ります。	保育幼稚園課
	保育所乳児保育事業の拡充	(基目1-基施(1)-推施(1)より再掲) 【拡充】 ▼認可保育所における乳児保育事業の実施園を増やしていきます。	保育幼稚園課
	保育所延長保育事業の拡充	(基目1-基施(1)-推施(1)より再掲) 【拡充】 ▼認可保育所における延長保育事業の実施園を増やしていきます。	保育幼稚園課

具体的施策	主な取組	取組みの概要	担当課
	保育所休日保育事業の拡充	(基目 1-基施(1)-推施(1)より再掲) 【拡充】 ▼認可保育所における休日保育事業の実施園を増やしていきます。	保育幼稚園課
	保育所一時保育事業の拡充	(基目 1-基施(1)-推施(1)より再掲) 【拡充】 ▼認可保育所における一時保育事業の実施園を増やしていきます。	保育幼稚園課
	幼稚園における一時預かり事業の実施	(基目 1-基施(1)-推施(1)より再掲) 【新規】 保護者の就労時間等の都合により、新たな制度に意向する私立幼稚園における通常保育終了後の一時的な預かり事業を実施します。	保育幼稚園課
	病児・病後児保育事業の拡充	(基目 1-基施(1)-推施(1)より再掲) 【拡充】 ▼病児・病後児保育を拡充するため、医療機関の協力を得ながら、新たな形態も視野に検討を進めます。	こども未来課
	地域型保育事業の実施	【新規】 少人数単位で低年齢児を預かる認可を受けた地域型保育事業の実施施設を対象に支援を行います。	保育幼稚園課
	認可外保育施設への支援	(基目 1-基施(1)-推施(1)より再掲)	保育幼稚園課
	ファミリー・サポート・センター事業の実施	(基目 1-基施(2)-推施(1)より再掲) 【継続・充実】	こども未来課
	学童保育所支援の推進	(基目 1-基施(2)-推施(1)より再掲) 【継続・充実】	こども未来課